

※令和 7 年度補正予算に係る変更案（赤字・下線部分）

## 独立行政法人北方領土問題対策協会 第 5 期中期計画（案）

独立行政法人北方領土問題対策協会（以下「協会」という。）は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの期間における中期目標を達成するための中期計画を次のとおり定める。

### 1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

#### （1）国民世論の啓発

北方領土返還要求運動の中核を担う方々の一層の高齢化を踏まえ、広く国民一般の北方領土問題に対する関心と理解を得て、今後の返還運動の裾野を広げ、国民運動としての活性化を図るという観点から、本中期目標期間中に目に見える効果を上げる。そのため、全国における活動の推進、青少年及び教育関係者に対する啓発等を通じた運動の担い手としての後継者育成の強化に加え、これまで啓発の効果が相対的に及んでいなかった世代の関心や理解の底上げを図る。特に、相対的に関心度の低い若年層への情報発信に徹底的に取り組む。

取組の前提として、P D C A サイクルの実効性を確保し、効果的な事業を実施するため、国民一般の北方領土問題に対する関心度や理解度などを定量的に把握することが重要である。令和 3 年 3 月に内閣府が実施した「新たな時代における北方領土返還要求運動の在り方に関する調査結果」等を勘案し、内閣府と連携しつつ、初年度において事業の有効性や費用対効果の検証を行い、その結果に基づき、既存事業の廃止や新規事業の創設、職員の関与の合理化を含む改善・効率化を徹底的に行う。

##### ① 北方領土返還要求運動の推進

全国各地の大会、署名活動、北方領土に触れる機会を提供する企画など北方領土返還要求運動に係る取組については、若年層など参加者の裾野の拡大や、取組の波及効果の増大に重点を置く。

各年度における県民大会等各地の事業への参加者について、若年層の参加割合増加のための仕組みを構築し、本中期目標期間第 2 年度から段階的に実施する。

また、各年度における県民大会等各地の事業への若年層の参加割合が前中期目標期間の年度平均の水準を上回るよう、各都道府県民会議と連携し、若年層の参加拡大に向けた対策を各年度において実施する。

北方領土返還要求全国大会については、大会の成果の効果的な情報発信などを通じ、北方領土問題に対する国民の関心度や理解度の向上に努める。

都道府県等における取組の推進については、取組事例の情報収集・発信の強化などにより、全国各地の取組の見える化、地域間の取組の情報共有・

連携を進める。

これら北方領土返還要求全国大会や都道府県等の北方領土返還要求運動に係る取組その他北方領土問題等に関するSNS等による情報発信については、各年度の情報発信の件数を前中期目標期間最終年度比20%増とする。また、SNS等による情報発信の読者数は各年度8%増、反応数は前年度比増とするよう努める。

## ② 青少年や教育関係者に対する啓発

返還要求運動の後継者として期待される全国の青少年を対象に、元島民や隣接地域の地方自治体等を交え、自ら解決策等を考え、主体的に意見交換を行う事業を毎年度実施し、その成果の発信強化などにより、問題の関心と理解を深め、主体的な問題意識や活動への参加意欲の醸成を図る。

学習指導要領の改訂を踏まえ、教育関係者による指導方法に関する研究や情報共有などを促進するとともに、協会が作成している学習教材集の利活用を促進し、当該学習教材集のダウンロード数を前年度比増とするよう努める。

## ③ 国民一般に対する情報発信

広く国民が北方領土問題に触れる機会を提供し、国民一般の問題への関心と理解を広げるため、情報発信を大胆に強化する。その際、情報発信の対象は若年層に重点化するとともに、地域ごとの特性なども考慮した発信を行う。SNSの活用を始め発信ツールの多様化・高度化に積極的に対応するなど、効果的な発信方法を不斷に検討する。具体的な情報発信に当たっては、訴求対象を明確にした上で、それに応じた啓発内容や媒体をきめ細かく検討し、実施する。

また、四島交流事業等使用船舶の利活用を通じ、北方領土問題に関する関心や理解を広げるための取組を促進する。

これらの取組に当たっては、各種啓発事業について、特に若年層の割合の増加を目指し、これまで運動に参加したことのない国民が接しやすいような啓発の在り方を検討し、実施する。

また、北方領土隣接地域の事業と連携するなどにより、北方領土を直接見る機会の増加も含め、実感を伴った理解の浸透にも取り組む。民間企業等との連携を進め、内閣府の協力も得つつ、啓発グッズの設置やイメージキャラクター「エリカちゃん」とのコラボレーション、啓発イベントの連携など、毎年度、新たに民間企業等から協会の取組への協力を得られるよう努める。

北方領土を目で見る運動の一環として設置された北方館、別海北方展望塔及び羅臼国後展望塔の啓発施設については周辺の観光客の動向などの外部環境も踏まえ、情報発信の強化などにより、各年度の集客数が前中期目標期間の新型

コロナウイルス感染症により集客数が減少した令和2、3年度を除いた年度平均の水準を上回るよう努める。

## (2) 四島交流事業

北方領土問題の解決を含む日露間の平和条約締結問題が解決されるまでの間、相互理解の増進を図り、問題の解決に寄与するため、関係機関・団体と連携し、各年度の計画に基づき、各回の北方四島在住ロシア人と元島民、返還運動関係者等との相互交流を着実に実施する。特に、日露関係等の情勢変化に応じた内閣府等の方針に基づき、体制の整備も含め、機動的かつ適切に対応する。

加えて、国民世論の啓発への波及効果を高める観点から、国民一般の北方領土問題に関する関心や理解を広げる上で有益な者の参加や交流プログラムの工夫を図る。各事業に関連する情報発信を積極的に行うため、従来よりも多様な媒体を用いた発信など、より多くの国民の関心を喚起するための工夫を行う。また、事業に関連する情報発信が一事業あたり協会から100件以上、参加者(50人を想定)から300件以上行われるよう必要な措置を講ずる。

交流プログラムについては、参加者のニーズも踏まえつつ、学術・文化・スポーツなどの専門家・団体とも連携し、相互理解の一層の増進に加え、国民世論の啓発への波及効果の増大にも資する企画を毎年度検討し、実施する。また、国民一般の北方領土問題に関する関心や理解を広げる上で有益な参加者について検討し、それらの者が参加する交流事業を毎年度実施する。

前中期目標期間において構築した、事業参加者による事後活動について発信する仕組みについて、効果を検証し、改善を実施する。

毎年度の事業のP D C Aサイクルをより実効的に機能させるため、関係団体等の意見を聞きながら、課題と改善策をとりまとめて内閣府に報告し、改善の実現を図る。

## (3) 調査研究

北方領土の現状や北方領土問題の経緯などに関する情報・資料を保有する機関として、北方領土や北方領土問題の最新動向を踏まえ、関係機関等にとって最も関心の高いテーマを選定して調査研究を実施する。その際には、前中期目標期間に得た、調査研究結果を利活用した者からの調査研究内容についての評価を踏まえ、今中期目標期間に実施する調査研究に反映させる。

前中期目標期間に得た評価の多くが、元島民の資料収集事業を評価する意見であった。このような意見及び元島民の高齢化が進んでいる現状に鑑み、今中期目標期間においては、元島民の体験談の記録・収集等を行う。あわせて、本事業の安定的な実施を確保するための体制整備も行う。

調査研究成果については、積極的に発信し利活用を推進するとともに、各年度における調査研究結果の引用・利活用の件数を測定し、前年度の水準以

上とするよう努める。また、調査研究結果について、県民会議等の返還要求運動に携わる関係機関等へ周知を行う仕組みを構築し、積極的に周知を行う。

調査研究の結果や収集資料を有機的に組み合わせた啓発・教育のためのツールを作成する。

#### (4) 元島民等の援護

元島民等が置かれている特殊な事情及び元島民の高齢化が進んでいる現状に鑑み、元島民等が行う返還要求運動や後継者育成等の活動について、それぞれの活動がより効果的に実施されるよう助言を含めた支援をきめ細かく行う。

北方四島へのいわゆる自由訪問への支援について、日露関係等の情勢変化に応じた内閣府等の方針等に機動的かつ適切に対応することを前提として、各年度の計画に基づき、各回、適切に実施する。特に、航空機による特別墓参など、その時々の日露関係の変化等に応じた内閣府等からの方針に基づき、体制の整備も含め、機動的かつ適切に対応する。

#### (5) 北方地域旧漁業権者等への融資

北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律（昭和 36 年法律第 162 号）に基づき、融資事業を適切に行う。その際、北方地域旧漁業権者等が置かれている特殊な地位等に鑑み、親身になって融資に係るきめ細かな相談やサービスを行い、個別の融資対象者の事業の経営と生活の安定に向けた相談等の件数を前中期目標期間最終年度比増となるよう努める。

関係金融機関との連携を強化し、制度利用の活性化・円滑化を進める。

融資メニューについては、社会情勢や利用者ニーズを適切に踏まえ、必要に応じ、見直しを行う。見直しに当たっては、現在の融資メニュー全般にわたり、その実際の利用者の年齢、居住地域、収入状況、利用目的、借入額等を資金種類別にデータ化して分析を行うとともに、各種説明会等での資格者からの要望等や公的機関等の統計データを勘案し、不断に検討を行い、関係機関とも協議の上、できる限り早期に改定の具体的な内容等を決定するよう努める。

融資事業継続の基礎となる貸付業務勘定の財務内容健全性維持のため、債権管理を適切に行い、各年度において、貸付債権に占める金融再生法開示債権の比率を協会と取引のある委託金融機関の平均金融再生法開示債権比率以下に抑制する。

### 2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### (1) 業務の見直し

本中期目標期間初年度において、理事長がリーダーシップを發揮するため、職員に対して法人のビジョンを明確に発信し、国民世論の啓発を中心に、本

中期目標の指標等において行うこととされている業務も含めた事業の有効性や費用対効果についての検証を行う。検証結果に基づき、既存事業の廃止や新規事業の創設、人員配置の見直し、職員の関与の合理化を含む改善・効率化を徹底的に図るとともに、各事業のP D C Aサイクルを毎年度実効的に機能させるよう努める。業務の見直しを踏まえ、必要に応じて、各年度計画等において適切に業務の具体化を図る。

委託事業については、実施内容やその効果検証に主体的に関与するとともに、助成事業については、所期の目的が達成されているか等の観点からの事後的な確認を着実に行う。

#### (2) 業務運営の効率化に伴う経費節減等

運営費交付金を充当する業務について、業務の効率化を進めることなどにより、一般管理費（人件費、公租公課、事務所賃借料及び一時経費を除く。）は、本中期目標期間最終年度における当該経費の総額を、前中期目標期間最終年度に対して、7%削減する。また、業務経費（特殊要因に基づく経費、一時経費及び四島交流等事業に要する傭船・運航に係る経費を除く。）については、毎年度、前年度比1%の経費の効率化を図る。

#### (3) 給与水準の適正化

役職員の給与水準については、政府の方針を踏まえ、国家公務員の給与水準を十分に考慮し、手当を含めた役員の報酬、職員の給与の在り方について検証した上で適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

また、職員の勤務成績を給与等に反映することにより、職員の士気を向上させ、より効率的な業務運営を図る。

#### (4) 調達の合理化等

公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき策定した「調達等合理化計画」を着実に実施する。契約は原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）によることとし、一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施する。

一者応札の縮減のため、十分な公告期間の確保や、新規参入者を考慮した仕様書の見直しなどを図る。また、国民世論の啓発等の事業の実施に係る調達に当たって、受託先に対しても事業の目標設定を求める。

#### (5) 財務内容の改善

独立行政法人会計基準等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされていることを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を強化する。

#### (6) 内部統制の充実・強化

法人としての説明責任を十分に果たすため、理事長等からの指揮命令系統や情報伝達・共有の仕組みなど意思決定プロセスを明確化するとともに、文書主義の徹底を図る。

業務の有効性及び効率性、事業活動に関わる法令等の遵守、財務報告等の信頼性を確保する内部統制の充実・強化のため、監事と内部統制推進部門との連携等による監事機能の実効性の更なる向上や、前中期目標期間中に整備した内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を通じた不断の見直しを図る。

#### (7) デジタル化による業務運営の効率化

デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、PMO(ポートフォリオ・マネジメント・オフィス)等の体制整備を行う。また、情報システムについては、投資対効果を精査した上で整備する。

### 3. 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

#### 別紙

### 4. 短期借入金の限度額

#### 【一般業務勘定】

運営費交付金の出入に時間差が生じた場合、不測な事態が生じた場合等に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を年間5千万円とする。

#### 【貸付業務勘定】

貸付に必要な資金に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を年間14億円とする。

### 5. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

該当なし

### 6. 重要な財産の処分等に関する計画

低利な資金調達を可能にするため、長期借入金の借入先金融機関に対し、基金資産 10 億円を担保に供するものとする。

## 7. 剰余金の使途

剰余金は、職員の研修機会の充実、分かりやすい情報提供の充実等に充てる。

## 8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

### (1) 施設及び設備に関する計画

啓発施設について、業務の適正かつ効率的な実施の確保のため、業務実施上の必要性及び当該施設の老朽化等に伴う施設の整備改修等を適宜行う。

令和7年度一般会計補正予算（第1号）により追加的に措置された施設整備費補助金については、下表のとおり、北方領土啓発施設の老朽化に伴う改修工事を行うために活用する。

（単位：百万円）

施設・設備の内容	予定額	財源
北方館（根室市納沙布岬）	90	施設整備費補助金
羅臼国後展望塔（羅臼町礼文町）	33	施設整備費補助金

### (2) 人事に関する計画

#### ① 方針

情勢変化に柔軟に対応するとともに、常に新たな発想をもって業務を遂行していくため、また、組織としての国際的なコミュニケーション能力を向上するため、研修への参加の奨励や外部組織との人材交流の検討等を含め、職員の意向もより踏まえた柔軟な人員配置を通じたキャリア形成や計画的な人材の確保・育成を図る。また、上述の業務の大膽な効率化と相まって、長時間労働の防止、育児・介護等との両立支援等の働き方改革を進め、職員の士気の向上、働きやすい職場環境の整備を図る。

#### ② 人員に係る指標

（参考1）

- 1) 期首の常勤職員数 22 人
- 2) 期末の常勤職員数 23 人

（参考2）

中期目標期間中の人件費総額見込み

【法人単位】 1,136 百万円（非常勤役員報酬を除く）

### (3) 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間中の業務を効率的に実施するために、次期中期目標期間にわたくつて契約を行うことがある。

(4) 公文書管理、個人情報保護、情報公開、情報セキュリティ対策

内部統制の充実・強化と連動して、法人文書の管理、個人情報の保護、情報公開について、法令等に基づき、適正に対応する。その際、内閣府の協力を得つつ、法令の改正や行政機関における運用の動向等を十分に踏まえ、規程の整備や組織としての意識・対応力を向上させるための措置を講ずる。

情報セキュリティ対策については、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、関係規程類を適時適切に見直し、整備することに努めるとともに、これに基づき、情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化を図るとともに、対策の実施状況を毎年度把握し、P D C Aサイクルにより対策の改善に努める。

(5) 温室効果ガスの排出の削減

温室効果ガス削減のための取組を実施する。

中期計画予算  
(令和5年度～令和9年度)

(法人全体) (単位:百万円)

区分	金額	一般業務勘定(運営費交付金)				受託事業 賃付業務勘定 (補助金)
		国民世論 の啓発	四島交流	調査研究	元鳥民等 の援護	
収入						
運営費交付金	5,952	2,485	1,423	134	1,504	406
貸付事業費補助金	739	—	—	—	—	—
<b>施設整備費補助金</b>	<b>123</b>	<b>123</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>739</b>
貸付金利息收入	94	—	—	—	—	—
受託収入	354	—	—	—	—	94
参加費収入	3	—	3	—	—	—
事業外収入	0	—	—	—	—	—
<b>計</b>	<b>7,265</b>	<b>2,608</b>	<b>1,426</b>	<b>134</b>	<b>1,504</b>	<b>406</b>
支出						
北方対策事業費	4,915	2,163	1,235	116	1,400	—
貸付業務関係経費	286	—	—	—	—	—
一般管理費	208	—	—	—	138	286
<b>施設整備費</b>	<b>123</b>	<b>123</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>70</b>
人件費	1,380	322	191	17	104	268
役職員等給与等	1,308	322	191	17	104	235
退職手当	72	—	—	—	—	—
受託業務費	354	—	—	—	—	39
<b>計</b>	<b>7,265</b>	<b>2,608</b>	<b>1,426</b>	<b>134</b>	<b>1,504</b>	<b>406</b>
						354
						833

(注) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

※ 貸付業務関係経費については、積算の根拠とすべき貸付金利息収入、借入金の支払利息、貸倒れの発生等を事前に予測することが困難なため、令和5年度予算をもとに積算したものであり、市場金利の変動等の要因により変動するものである。

### [人件費の見積り]

期間中総額  $\left\{ \begin{array}{l} \text{一般業務勘定 } 746 \text{ 百万円} \\ \text{貸付業務勘定 } 390 \text{ 百万円} \end{array} \right.$

を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬（非常勤役員報酬を除く。）並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

### [運営費交付金算定方法] ルール方式を採用

#### [運営費交付金の算定ルール]

毎年度の運営費交付金については、次の算定ルールを用いる。

$$\text{運営費交付金} = \text{人件費} + (\text{北方対策事業費} + \text{一般管理費}) \times \beta \quad (\text{消費者物価指数}) - \text{自己収入見積額} + \delta \quad (\text{特殊要因増減})$$

$$\text{人件費} = \text{基本給等} + \text{社会保険料負担金} + \text{児童手当拠出金} + \text{退職手当}$$

$$\text{基本給等} = \text{前年度の基本給等} \quad (\text{役員報酬} + \text{職員基本給} + \text{職員諸手当} + \text{超過勤務手当}) \times (1 + \text{給与改定率等})$$

$$\text{一般管理費} = \text{前年度の一般管理費} \quad (\text{特殊要因、公租公課及び事務所賃借料を除く}) \times \alpha_1 \quad (\text{効率化係数}) + \delta \quad (\text{特殊要因増減})$$

$$\text{北方対策事業費} = \text{前年度の事業経費} \quad (\text{特殊要因を除く}) \times \alpha_2 \quad (\text{効率化係数}) \times \gamma \quad (\text{政策係数}) + \delta \quad (\text{特殊要因増減})$$

$\alpha_1$ 、 $\alpha_2$ 、 $\beta$ 、 $\gamma$ 、 $\delta$ については、以下の諸点を勘案した上で、各年度の予算編成過程において、当該年度における具体的な係数値を決定する。

$\alpha_1$  (効率化係数) : 一般管理費については、業務の効率化を進め、中期目標の期間中、平均で前年度比 1.442%程度の業務効率化を図る。

$\alpha_2$  (効率化係数) : 北方対策事業費については、業務の効率化を進め、毎年度、前年度に対して 1 %程度の業務の効率化を図る。

$\beta$  (消費者物価指数) : 前年度における実績値を使用。

$\gamma$  (政策係数) : 国民に対して提供するサービスへの対応の必要性、主務大臣等の評価等を総合的に勘案し、具体的な伸び率を決定する。

$\delta$  (特殊要因増減) : 法令改正等に伴い必要となる措置、現時点で予測不可能な事由により、特定の年度に一時的に発生する資金需要。

#### [注記]

中期計画予算の見積もりに当たっては、消費者物価指数の伸び率を年 0%、給与改定率の伸び率を年 0%、効率化係数を一般管理費については 98.558%、北方対策事業費については 99.0%、政策係数の伸び率を 0%と仮定して計算している。

中期計画予算  
(令和5年度～令和9年度)

(一般業務勘定) (単位:百万円)

区分	金額	国民世論の啓発	四島交流	調査研究	元島民等の援護	管理部門活動	受託事業
収入							
運営費交付金	5,952	2,485	1,423	134	1,504	406	—
施設整備費補助金	123	—	—	—	—	—	—
受託収入	354	—	—	—	—	—	354
参加費収入	3	—	3	—	—	—	—
事業外収入	0	—	—	—	—	0	—
計	6,432	2,608	1,426	134	1,504	406	354
支出							
北方対策事業費	4,915	2,163	1,235	116	1,400	—	—
一般管理費	138	—	—	—	—	138	—
施設整備費	123	—	—	—	—	—	—
人件費	903	322	191	17	104	268	—
役職員等給与等	869	322	191	17	104	235	—
退職手当	33	—	—	—	—	33	—
受託業務費	354	—	—	—	—	—	354
計	6,432	2,608	1,426	134	1,504	406	354

(注) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

### [人件費の見積り]

期間中総額 746 百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬（非常勤役員報酬を除く。）並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

### [運営費交付金算定方法] ルール方式を採用

#### [運営費交付金の算定ルール]

毎年度の運営費交付金については、次の算定ルールを用いる。

$$\text{運営費交付金} = \text{人件費} + (\text{北方対策事業費} + \text{一般管理費}) \times \beta \quad (\text{消費者物価指数}) - \text{自己収入見積額} + \delta \quad (\text{特殊要因増減})$$

$$\text{人件費} = \text{基本給等} + \text{社会保険料負担金} + \text{児童手当拠出金} + \text{退職手当}$$

$$\text{基本給等} = \text{前年度の基本給等} \times (1 + \text{給与改定率等})$$

$$\text{一般管理費} = \text{前年度の一般管理費} \times \alpha_1 \quad (\text{効率化係数}) + \delta \quad (\text{特殊要因増減})$$

$$\text{北方対策事業費} = \text{前年度の事業経費} \times \alpha_2 \quad (\text{効率化係数}) \times \gamma \quad (\text{政策係数}) + \delta \quad (\text{特殊要因増減})$$

$\alpha_1$ 、 $\alpha_2$ 、 $\beta$ 、 $\gamma$ 、 $\delta$ については、以下の諸点を勘案した上で、各年度の予算編成過程において、当該年度における具体的な係数値を決定する。

$\alpha_1$ （効率化係数）：一般管理費については、業務の効率化を進め、中期目標の期間中、平均で前年度比 1.442%程度の業務効率化を図る。

$\alpha_2$ （効率化係数）：北方対策事業費については、業務の効率化を進め、毎年度、前年度に対して 1 %程度の業務の効率化を図る。

$\beta$ （消費者物価指数）：前年度における実績値を使用。

$\gamma$ （政策係数）：国民に対して提供するサービスへの対応の必要性、主務大臣等の評価等を総合的に勘案し、具体的な伸び率を決定する。

$\delta$ （特殊要因増減）：法令改正等に伴い必要となる措置、現時点で予測不可能な事由により、特定の年度に一時的に発生する資金需要。

#### [注記]

中期計画予算の見積もりに当たっては、消費者物価指数の伸び率を年 0%、給与改定率の伸び率を年 0%、効率化係数を一般管理費については 98.558%、北方対策事業費については 99.0%、政策係数の伸び率を 0%と仮定して計算している。

中 期 計 画 予 算

(令和5年度～令和9年度)

別紙1-3

(貸付業務勘定)

		(単位:百万円)
	区分	金額
收 入		
貸付事業費補助金		739
貸付金利息收入		94
事業外収入		0
	計	833
支 出		
貸付業務関係経費		286
一般管理費		70
人件費		478
役職員等給与等		439
退職手当		39
	計	833

(注) 四捨五入の関係で、合計等には必ずしも一致しない。

※ 貸付業務関係経費については、積算の根拠とすべき貸付金利息收入、借入金の支払利息、貸倒れの発生等を事前に予測することが困難なため、令和5年度予算をもとに積算したものであり、市場金利の変化等の要因により変動するものである。

## 収支計画 (令和5年度～令和9年度)

(法人全体)

(单位: 百万円)

(注) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

（注記）当法人における退職手当については、内部規程に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金または補助金を財源とするものと想定している。

収支計画  
(令和5年度～令和9年度)

(一般業務勘定) (単位:百万円)

区分	金額	国民世論の啓発	四島交流	調査研究	元島民等の援護	管理部門活動	受託事業
費用の部							
経常費用	<b>6,500</b>	<b>2,670</b>	1,426	134	1,504	411	354
北方対策事業費	<b>6,500</b>	<b>2,670</b>	1,426	134	1,504	411	354
一般管理費	4,915	2,163	1,235	116	1,400	—	—
人件費	138	—	—	—	—	138	—
受託業務費	903	322	191	17	104	268	—
減価償却費	354	—	—	—	—	—	354
臨時損失	191	<b>186</b>	—	—	—	6	—
—	—	—	—	—	—	—	—
収益の部							
運営費交付金収益	<b>6,500</b>	<b>2,670</b>	1,426	134	1,504	411	354
受託収入	5,952	2,485	1,423	134	1,504	406	—
参加費収入	354	—	—	—	—	—	354
事業外収入	3	—	3	—	—	—	—
資産見返負債戻入	0	—	—	—	—	0	—
資産見返運営交付金戻入	191	<b>186</b>	—	—	—	6	—
<b>資産見返補助金戻入</b>	186	180	—	—	—	6	—
臨時利益	5	—	—	—	—	—	—
純利益	—	—	—	—	—	—	—
目的積立金取崩額	—	—	—	—	—	—	—
総利益	—	—	—	—	—	—	—

(注) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

(注記) 当法人における退職手当については、内部規程に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

## 別紙2-3

収支計画  
(令和5年度～令和9年度)

(貸付業務勘定) (単位:百万円)

区分	金額
費用の部	853
経常費用	853
貸付業務関係経費	286
一般管理費	70
人件費	478
減価償却費	19
臨時損失	—
収益の部	853
賃付事業費補助金収益	739
賃付金利息收入	94
事業外収入	0
資産見返負債戻入	19
資産見返補助金戻入	—
臨時利益	—
目的積立金取崩額	—
純利益	—
総利益	—

(注) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

(注記) 当法人における退職手当については、内部規程に基づいて支給することとなるが、その金額について、補助金を財源とするものと想定している。

資 金 計 画  
(令和5年度～令和9年度)

(法人全体) (単位:百万円)

区分	金額	一般業務勘定(運営費交付金)					受託事業	貸付業務勘定(補助金)
		国民世論の啓発	四島交流	調査研究	元島民等の援護	管理部門活動		
資金支出								
業務活動による支出	23,916	2,608	1,426	134	1,504	1,592	354	16,298
投資活動による支出	15,329	2,485	1,426	134	1,504	1,592	354	7,833
財務活動による支出	123	123	—	—	—	—	—	—
短期借入金の返済による支出	8,357	—	—	—	—	—	—	8,357
長期借入金の返済による支出	5,250	—	—	—	—	—	—	5,250
次期中期目標期間への繰越金	3,107	—	—	—	—	—	—	3,107
	108	—	—	—	—	—	—	108
資金収入								
業務活動による収入	23,916	2,608	1,426	134	1,504	1,592	354	16,298
運営費交付金による収入	9,800	2,485	1,426	134	1,504	406	354	3,491
貸付事業費補助金による収入	5,952	2,485	1,423	134	1,504	406	—	—
貸付回収による収入	739	—	—	—	—	—	—	739
貸付金利息収入	2,657	—	—	—	—	—	—	2,657
その他の業務収入	94	—	—	3	—	—	0	94
投資活動による収入	357	—	—	—	—	—	354	0
施設費による収入	123	123	—	—	—	—	—	—
財務活動による収入	123	123	—	—	—	—	—	—
短期借入れによる収入	12,706	—	—	—	—	—	—	12,706
長期借入れによる収入	5,250	—	—	—	—	—	—	5,250
前期からの繰越金	7,456	—	—	—	—	—	—	7,456
	1,288	—	—	—	—	—	1,187	101

(注) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

資金計画  
(令和5年度～令和9年度)

(一般業務勘定)		区分	金額	国民世論の啓発	四島交流	調査研究	元島民等の援護	管理部門活動	受託事業
資金支出									
業務活動による支出		7,618	2,608	1,426	134	1,504	1,592	354	
投資活動による支出		7,495	2,485	1,426	134	1,504	1,592	354	
財務活動による支出		123	123	—	—	—	—	—	
次期中期目標期間への繰越金		—	—	—	—	—	—	—	
資金収入									
業務活動による収入		7,618	2,608	1,426	134	1,504	1,592	354	
運営費交付金による収入		6,309	2,485	1,426	134	1,504	406	354	
その他の業務収入		5,952	2,485	1,423	134	1,504	406	354	
投資活動による収入		357	—	—	—	—	—	—	
施設費による収入		123	123	—	—	—	—	—	
財務活動による収入		123	123	—	—	—	—	—	
前期からの繰越金		—	—	—	—	—	—	—	
		1,187	—	—	—	—	—	1,187	

(注) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

資金計画  
(令和5年度～令和9年度)

(貸付業務勘定)		(単位:百万円)
区分		金額
資金支出		16,298
業務活動による支出		7,833
投資活動による支出		—
財務活動による支出		8,357
短期借入金の返済による支出		5,250
長期借入金の返済による支出		3,107
次期中期目標期間への繰越金		108
資金収入		16,298
業務活動による収入		3,491
貸付事業費補助金による収入		739
貸付回収による収入		2,657
貸付金利息収入		94
その他の業務収入		0
投資活動による収入		—
財務活動による収入		12,706
短期借入れによる収入		5,250
長期借入れによる収入		7,456
前期からの繰越金		101

(注) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。